

公的研究費による取引に関する基本事項

京都ノートルダム女子大学

京都ノートルダム女子大学（以下「本学」という。）において公的研究費によって執行する経費は、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、公正かつ効率的に使用することとしております。

これを踏まえ、本学との取引にあたっては下記の事項を遵守いただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 公的研究費等による受注業務において、公的研究費等が国民の税金で賄われていることを理解し、次に掲げる不正・不適切な取引を行わないこと。
 - (1) 預り金
 - (2) 架空請求
 - (3) 取引事実と異なる書類の提出
 - (4) 将来の売買を前提とした貸出（本学担当部署が事前に了解したものを除く）
2. 本学構成員（教職員、その他関連する者）から不正な行為等の依頼があった際には、京都ノートルダム女子大学の通報窓口連絡すること。
3. 公的研究費等による受注業務において、「京都ノートルダム女子大学公的研究費等の取扱規程」を理解し、内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
4. 取引が不正・不適切であると認められた場合には、取引停止を含むいかなる処分を講じても異議を唱えないこと。

以上